

## ○蒲郡市幸田町衛生組合行政財産使

### 用料条例

(令和四年三月二十五日  
条例第一一五号)

(趣旨)

第一条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料について、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 行政財産の使用に係る使用料に関する必要な事項は、蒲郡市行政財産使用料条例（平成五年蒲郡市条例第一号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を準用する。

(説替規定)

第三条 蒲郡市条例中「市長又は教育委員会」とあり、及び「市長」とあるものは「管理者」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第六編 財務（蒲郡市幸田町衛生組合行政財産使用料条例）